

議第44号

京都市保健所条例の一部を改正する条例の制定について

京都市保健所条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成22年 2月17日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市保健所条例の一部を改正する条例

京都市保健所条例の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

(設置)

第1条 地域保健法第5条第1項の規定により、保健所を次のように設置する。

名 称 京都市保健所

位 置 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

2 京都市保健所（以下「保健所」という。）の所管区域は、本市の全域とする。

第2条 保健所に支所を置く。

2 支所の名称、位置及び担当区域は、別表のとおりとする。

3 支所は、その担当区域において、保健所の事業の執行の便を図るため市長が必要と認める事務を行う。

第3条第1項中「保健所」を「保健所の支所」に改める。

別表中「第1条関係」を「第2条関係」に、「所管区域」を「担当区域」

北 保 健 所	北保健センター
上 京 保 健 所	上京保健センター
左 京 保 健 所	左京保健センター

に、	中京保健所	を	中京保健センター	に改める。
	東山保健所		東山保健センター	
	山科保健所		山科保健センター	
	下京保健所		下京保健センター	
	南保健所		南保健センター	
	右京保健所		右京保健センター	
	西京保健所		西京保健センター	
	伏見保健所		伏見保健センター	

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

提案理由

11行政区に設置している保健所に代えて、本市の全域を所管区域とする1の保健所を設置するとともに、11行政区にその支所を設置する必要があるの
で提案する。